

令和2年6月26日

利用団体 各位

草津市立市民交流プラザ
指定管理者ビバ・テルウェル西日本グループ

当施設の貸館ご利用方法・キャンセル規定について

平素は、草津市立市民交流プラザをご利用いただき誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策に伴い変更となったご利用方法につき、ご案内申し上げます。

記

① 開館・受付時間

・開館

9:00～21:00（休館日を除く）

・窓口（新規申込）

（1） 6/2～7/15 新規利用申込

・・・窓口のみ 10:00～19:30（休館日を除く）

（2） 7/16～8/30 新規利用申込

（3） 9/1以降の新規利用申込

・・・窓口のみ 9:00～19:30（休館日を除く）

通常通り3ヶ月前からの予約とし、抽選は9:00に実施。

・申込内容の変更（キャンセル含む）・還付規定（キャンセル料金）について

窓口 10:00～19:30

電話での備品追加申請/キャンセル申請 11:00～19:30

■新規申込分の還付金（キャンセル）規定について

6/2以降（7/15～8/30抽選予約を含む）の新規申込分は「通常の還付規定」に戻ります。新型コロナウイルス感染症関連を理由としたキャンセルの全額還付は行いません。

■休館以前に申込をされた6月・7月分の還付金（キャンセル）規定について

4/15以前に申込済の6月・7月分のご予約分は6/24以降通常の還付規定に戻ります。新型コロナウイルス感染症対策を理由としたキャンセルの全額還付は行いません。

② 貸館ご利用方法について

以下の使用条件が追加となります。主催の皆様は事前にご確認いただき、全参加者への周知をお願いいたします。

- (1) 各部屋使用時には通常規定の半分の人数で利用とすること。
例：大会議室、最大 132 名の場合は 66 名で使用…人数規定は別紙参照
- (2) 対面を回避する形（間隔をあけたスペースづくり）での利用とすること。
- (3) 出入口付近は常時開放し、1 時間に 1 回換気の実施、手洗いうがい休憩、マスクを着用すること。
- (4) 使用後は【参加者名簿（名前、電話番号、住所記載）】、【問診票】を当館へ提出すること。※感染者との濃厚接触が確認された場合は、保健所等公的機関の要請応じ、提出することへの同意も含まれます。
- (5) 発熱等体調不良を感じた場合は来場を控え、主催者側で検温等可能な限り行うこと。
- (6) 運動の使用目的の際は、参加者同士の『接触を避ける』こと。（2メートル以上の距離の確保）
- (7) 大声を出したり、歌唱を行わないこと、BGM や機械の効果音等を最小限とすること。
- (8) 貸館使用後は速やかに退館すること。（ロビーでの長時間滞在禁止）
- (9) 使用後、使用した部屋の手すり、椅子、机、備品などの消毒作業に協力すること。（雑巾、清掃時の消毒液は当館にて準備されているため新たに持ち込む必要はありません。）

上記に基づき、当館貸館エリアはすべて、扉の常時開放、1 時間に 1 回の手洗いうがい休憩のアナウンス（確認）、換気設備の作動確認、スタッフ巡回が行われます。

また、当館事務所にご用がある際は、お部屋内の内線設備にて備品の追加などをご確認いただくことができます。この機会にぜひご利用ください。

③ 感染症対策に伴い使用できない設備

大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- (1) ロビー設置ソファ
- (2) 多目的ホール内キッズスペース
- (3) 軽運動室隣接する更衣室内のロッカー（更衣室内での着替えは可能です。）

⑥ 館内動線に設置・および入場前検温について

- (1) 館内貸館エリアは一方通行です。逆走は行わないでください。（お手洗いへの移動は除く）
- (2) 入場前に当館スタッフが非接触による検温を実施します。その際、37.5℃以上の発熱が確認された場合はご入場をお断りする場合がございます。 予めご了承ください。

以上